



# 玖珠町結婚新生活支援事業

結婚新生活の  
スタートを  
応援します!

ご結婚おめでとうございます。

玖珠町では新婚夫婦の新生活に係る住居費等に対して応援をしています。

下記の「対象となる新婚世帯」のすべてに該当する方は、ぜひご相談ください。

## 対象となる新婚世帯

対象となる新婚世帯は、次の条件を全て満たす世帯が対象となります。

- 令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理されていること。
- 令和2年中の世帯の所得を合算した金額が400万円未満であること。※ 特例あり
- 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- 令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に、夫婦の双方または一方が玖珠町内にある対象となる住居（新居）へ住民登録があること。
- 町税の滞納がないこと。 ● 他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。
- 過去にこの制度に基づく補助を受けていないこと。 ● 暴力団員等でないこと。

## 補助金の対象となる経費

令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に、転入または転居し支払った次の費用が対象となります。

- 結婚を機に、新たに住宅を取得した費用。購入費。
- 結婚を機に、新たに住宅を賃借する際に要した費用。賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料  
引越業者等への支払いにかかる実費

## 補助金額

上限30万円

## 申請期限

令和4年3月31日まで ※ただし、予算額に達した時点で受付を終了します。

## 申請先・お問い合わせ先

玖珠町 企画商工観光課 企画政策班（役場2階）

〒879-4492 玖珠郡玖珠町大字帆足268番地の5

電話 0973-72-1151 ファックス 0973-72-0810

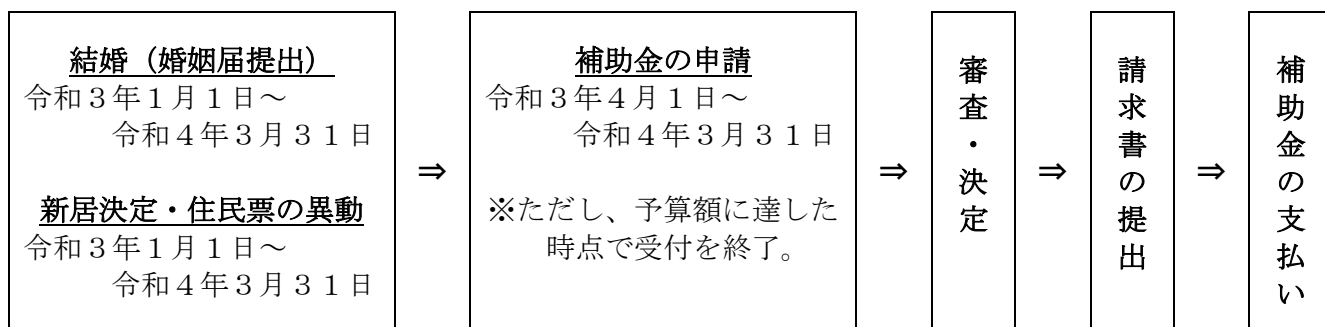
e-mail:kikaku@town.kusu.oita.jp

※申請に関する詳細は、裏面をご覧ください。

## 申請に必要な書類

- 交付申請書（様式第1号）
- 玖珠町結婚新生活支援事業補助金算出表（様式第2号）
- 戸籍謄本
- 世帯全員分の記載がある住民票
- 世帯の所得を証明する市町村長の証明書 ※ 令和2年分の所得証明書等  
（結婚を機に離職をした場合は離職したことが判明する書類）
- 貸与型奨学金の返還額がわかる書類 ※ 該当がある世帯のみ
- 売買契約書の写し ※ 住宅を取得した世帯のみ
- 賃貸借見積書または賃貸借契約書の写し ※ 住宅を賃借した世帯のみ
- 家賃、敷金、礼金、仲介手数料、引越業者に現に支払った金額を確認できる書類（領収書等）
- 誓約書（様式第3号）
- 給与所得者全員分の住宅手当支給状況証明書（様式第4号）
- 玖珠町の発行する完納証明書または滞納のない証明書
- その他、町長が必要と認める書類

## 手続きの流れ



※申請後、『玖珠町結婚新生活支援補助金交付決定通知書』により審査結果をお知らせします。

※交付決定後、請求書を提出していただき、指定された口座にお振り込みします。

## その他の注意事項

- ・郵送による申請受付は一切行いません。直接、申請窓口へ提出してください。
- ・申請手続きの際、申請書に押印された印鑑をお持ちください。
- ・振込口座がわかる通帳等をお持ちください。
- ・本補助金について確認のため、申請に関し必要な情報について職員が調査することについて同意してください。

玖珠町結婚

検索

